

伊奈町 公共下水道事業  
経営戦略  
(2019年度～2028年度)

伊奈町上下水道課



## 目次

1. 経営戦略の策定に当たって	1
(1) 経営戦略の策定の趣旨	1
(2) 経営戦略の対象期間	1
(3) 経営戦略の位置付け	2
2. 伊奈町の公共下水道事業の概要	3
(1) 伊奈町の概要	3
(2) 下水道の役割	3
(3) 公共下水道事業の概要	3
(4) 人口と人口普及率・有収率の推移	4
(5) 下水道使用料の概要・考え方	6
(6) 公共下水道事業の組織	7
(7) 民間活力の導入、広域化、共同化及び最適化等	8
3. 伊奈町の公共下水道事業の現状と課題	9
(1) 過去の財務分析	9
(2) 主な経営指標	10
(3) 過去の経営比較分析表に基づく経営分析	11
① 水洗化率	11
② 収益的収支比率	11
③ 企業債残高対事業規模比率	12
④ 経費回収率	12
⑤ 汚水処理原価	13
⑥ 各指標のレーダーチャート分析	13
(4) 公共下水道事業の課題	14
① 経営の効率性	14
② 経営の健全性	14
③ 下水道施設の安全対策	14
4. 経営の基本方針	15
(1) 経営基盤の強化	15
(2) 有収水量の確保	15
(3) 老朽化対策	15
5. 投資・財政計画	16
(1) 投資・財政計画の策定に当たっての説明	16
① 投資についての説明	16
② 投資以外の経費についての説明	16
③ 収入についての説明	16
(2) 投資・財政計画	17
① 使用料収入	17
② 一般会計繰入金	17
③ 職員給与費	18
④ 地方債償還金と地方債残高	18
⑤ 建設改良費	19

6. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組 .....	20
(1) 投資計画について .....	20
① 広域化・最適化 .....	20
② 民間活力の導入 .....	20
(2) 財政計画について .....	20
7. 経営戦略の事後検証、更新の考え方 .....	21
別紙 .....	22

## 1. 経営戦略の策定に当たって

### (1) 経営戦略の策定の趣旨

伊奈町の公共下水道事業は、埼玉県が1973年（昭和48年）より着手した中川流域下水道事業の流域関連公共下水道事業として、1982年度（昭和57年度）より事業に着手してから35年以上が経過し、今後は下水道管やポンプ場の各種設備等の老朽化が進み、施設更新にかかる必要経費が年々増加することが見込まれます。また、流域下水道維持管理負担金の増額や消費増税による維持管理費の増加、下水道普及率向上のための地方債借入が増加することによる元利償還金の増加等から、支出額は年々増加傾向にあります。

さらに、2017年度（平成29年度）末の伊奈町の下水道管渠の総延長は約165km、下水道普及率は73.1%となっていますが、全国平均の78.8%の水準には達していない状況であり、下水道未普及区域の解消に向けた新たな管渠の整備等も必要になります。

合わせて、将来的には、人口減少等による使用料収入の伸び悩みも生じる等、一層厳しい経営環境となるため、経営基盤の強化に努める必要があります。

このように、公共下水道事業を取り巻く経営環境が、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加等により厳しさが増している中、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（2014年（平成26年）8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）や「経営戦略の策定推進について」（2016年（平成28年）1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から公営企業の経営戦略の策定が要請されています。

また、経済・財政再生計画改革工程表（2015年（平成27年）12月24日経済財政諮問会議）においても、2020年度までに公営企業の経営戦略策定率を100%にするとされており、全ての公営企業で経営戦略の策定が求められています。

そこで、このような厳しい環境下においても、将来にわたって安定的に伊奈町の公共下水道事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画として、「伊奈町公共下水道事業 経営戦略」（以下「経営戦略」）を策定します。

### (2) 経営戦略の対象期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であり、10年以上を基本としていることから、伊奈町においては、2019年度から2028年度までの10年間の計画の対象期間とします。

ただし、事業の進捗や環境の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直すこととします。

### (3) 経営戦略の位置付け

伊奈町では、2014年度（平成26年度）に町の最上位計画である『伊奈町総合振興計画』を策定し『ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち』の実現に向け様々な取り組みを行っています。

経営戦略は、関連計画との整合性を図りながら作成するものであり、上位計画等との関係は下図のとおりです。

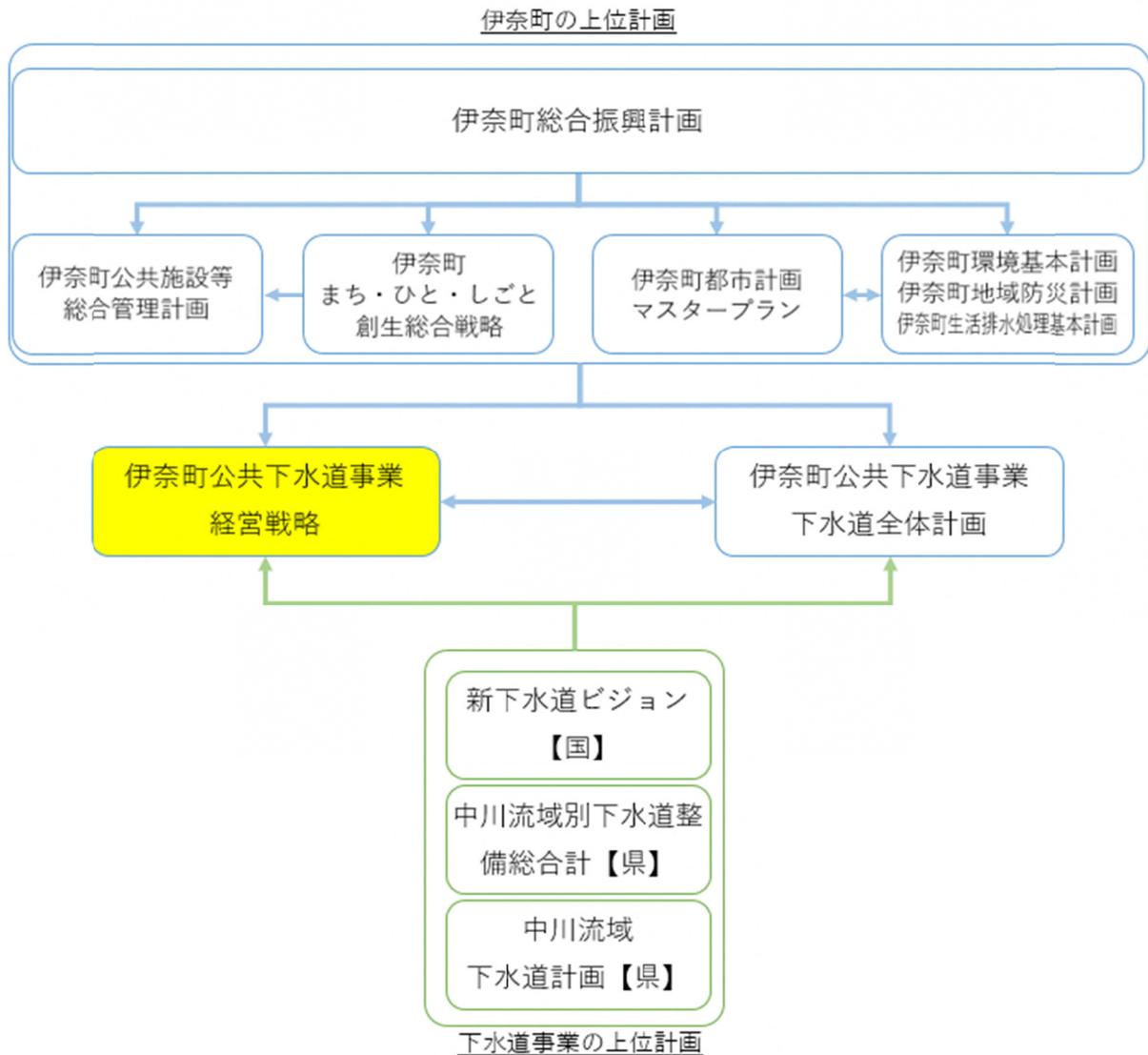


図 1：経営戦略と上位計画等との関係

## 2. 伊奈町の公共下水道事業の概要

### (1) 伊奈町の概要

伊奈町は、埼玉県の中南部、都心から40km圏内に位置し、総面積14.79km<sup>2</sup>、東は蓮田市、西は上尾市、北は桶川市に隣接、東西約2.5km、南北約7.5kmの細長い形をしています。大部分が大宮台地に属し、比較的平坦な地形で海拔は約8～18mとなっています。西境に原市沼川、東境に綾瀬川が流れ、2つの川は南東側の町境で合流しています。

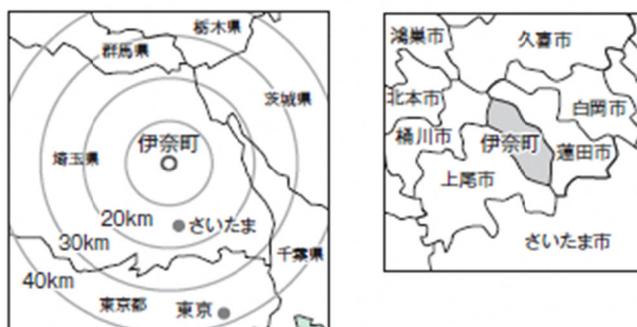


図 2：伊奈町の位置図（出典：伊奈町総合振興計画）

### (2) 下水道の役割

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等、私たちの快適な日常生活や社会経済活動を支える、欠かすことのできない都市基盤設備です。下水道の主な役割には、汚水の排除による生活環境の改善、雨水の排除による浸水の防止及び水質汚濁防止による自然環境の保護、水資源の確保があります。

### (3) 公共下水道事業の概要

伊奈町の公共下水道事業は、埼玉県が1973年（昭和48年）より着手した中川流域下水道の流域関連公共下水道事業として、1982年度（昭和57年度）から事業に着手し、1991年（平成3年）4月に栄地区の一部から供用開始がなされました。その後、事業の推進、整備区域の拡大に努め、供用開始から27年経過した2017年度（平成29年度）末には下水道管渠の総延長は約165km、下水道普及率は73.1%、処理区域面積は528ha、処理区域内人口密度は61.9人/haとなりました。

伊奈町の公共下水道の汚水は、埼玉県が管理する中川流域下水道の幹線を経由して、三郷市に設置されている終末処理場である中川水循環センターに集められ、処理されます。

伊奈町の公共下水道事業の全体計画の概要は以下のとおりです。

表 1：公共下水道事業全体計画の概要

目標年次	2024年度
全体計画区域面積	1,060ha
将来行政人口	35,300人
計画人口	32,900人
下水排除方式	分流式
汚水事業認可区域面積	541.2ha
流域下水道等への接続の有無	有（中川流域下水道）
汚水処理区数	1（伊奈処理区）

（2018年（平成30年）3月31日現在）

#### (4) 人口と人口普及率・有収率の推移

人口普及率（行政区域内人口に占める下水処理可能区域内の人口（処理区域内人口）の割合）及び有収率（処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合）の推移は次のとおりです。良好な住宅環境の整備に伴い人口は増え続けており、人口普及率は微増していますが、有収率は徐々に減少してきています。

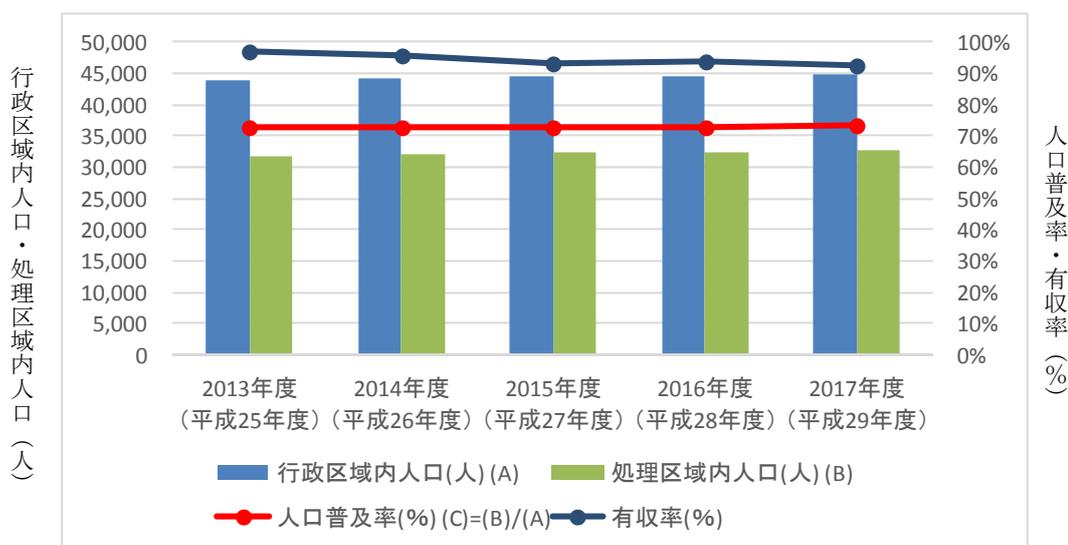


図 3：伊奈町の人口と人口普及率・有収率の推移

表 2：伊奈町の人口と人口普及率・有収率の推移

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
行政区域内人口(人) (A)	43,879	44,131	44,469	44,496	44,718
処理区域内人口(人) (B)	31,784	31,982	32,322	32,374	32,693
人口普及率(%) (C)=(B)/(A)	72.44%	72.47%	72.68%	72.76%	73.11%
有収率(%)	97.08%	95.51%	93.09%	93.61%	92.64%

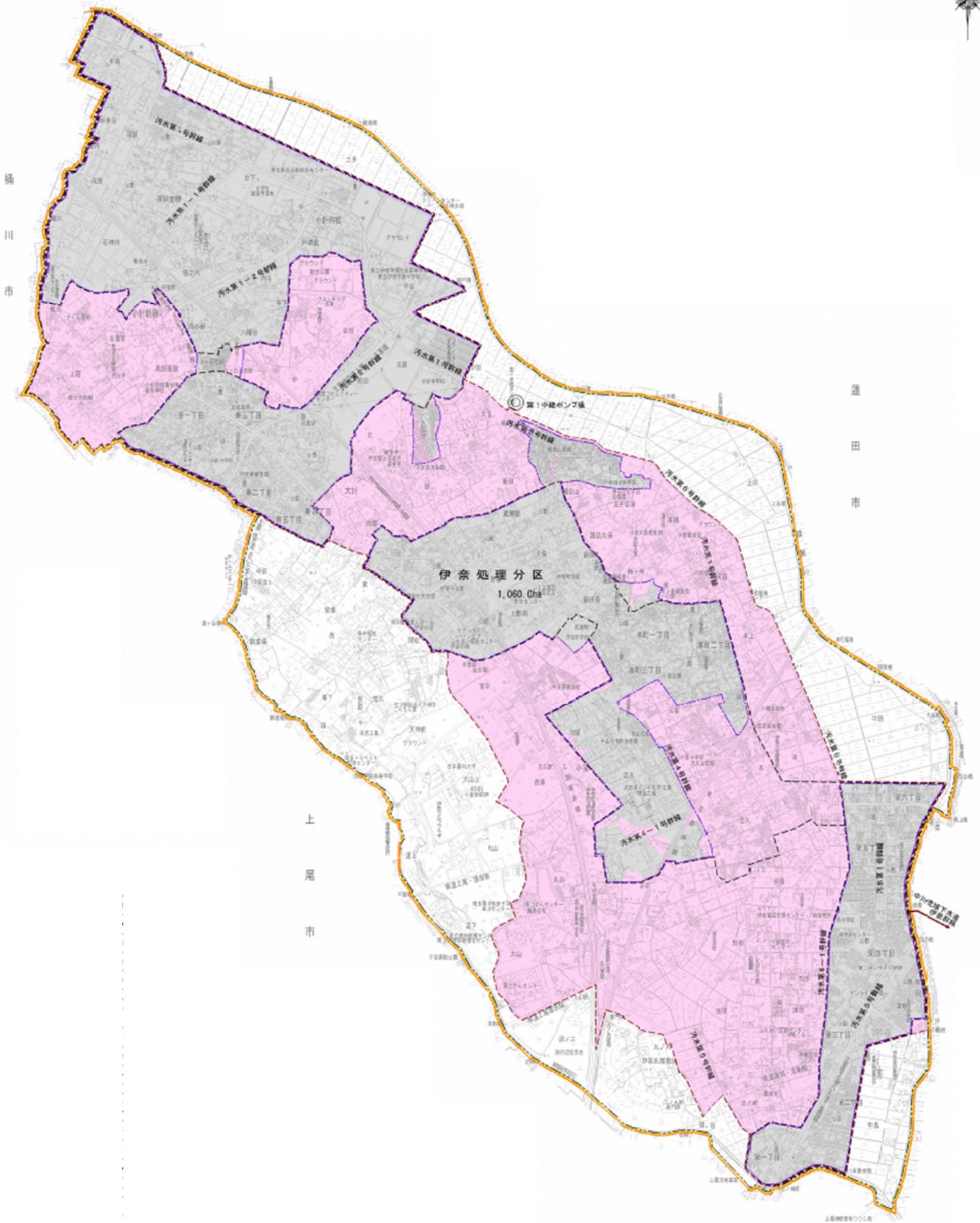


図 4：伊奈町公共下水道事業一般平面図（汚水）

## (5) 下水道使用料の概要・考え方

公共下水道事業は、地方財政法上で公営企業に位置づけられており、経費負担の原則（雨水公費・汚水私費）により、汚水処理に係る費用は、下水道の利用者が負担する独立採算制が原則であり、常に企業の経済性を発揮することが求められます。

使用料収入をもって経営を行う公共下水道事業が独立採算として経営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた使用料の設定を行うことが重要です。

また、下水道使用料は、必要な費用（原価）を賄うだけでは充分ではなく、一部の資本費（将来の施設等の更新投資額等）も賄う必要があります。さらに、安定的な経営を行うためには、定期的な使用料水準の見直しも必要となります。

伊奈町の下水道使用料は、1991年度（平成3年度）の供用開始後、消費税率の改定に伴う改定と、公共下水道事業を健全化し事業を安定的に継続するために実施した2018年（平成30年）4月の使用料改定を経て、現在の使用料体系になりました。

表 3：公共下水道事業使用料（1か月当たり・消費税込）

区分	料率		基本料金		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額(1m <sup>3</sup> につき)	排除汚水量	金額(1m <sup>3</sup> につき)
一般汚水用	10m <sup>3</sup>	864円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	149.0円		
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	162.0円		
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	176.0円		
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	189.0円		
			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの分	203.0円		
			300m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> までの分	216.0円		
			1,000m <sup>3</sup> を超える分	230.0円		
公衆浴場用			1m <sup>3</sup> につき	64.8円		

- ※ 備考 1. 一般汚水用とは、公衆浴場用以外をいう。  
 2. 公衆浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき、その入浴料金が埼玉県知事の指定による統制額である公衆浴場の用に使用する場合をいう。

## (6) 公共下水道事業の組織

伊奈町の公共下水道事業を運営している上下水道課は、2015年度（平成27年度）の機構改革に伴う上水道部門と下水道部門の統合等により定員管理の見直しが行われ、2017年度（平成29年度）末現在で課長1名と職員5名の人員で運営しています。

2017年度（平成29年度）末現在の公共下水道事業に係る組織は以下のとおりです。

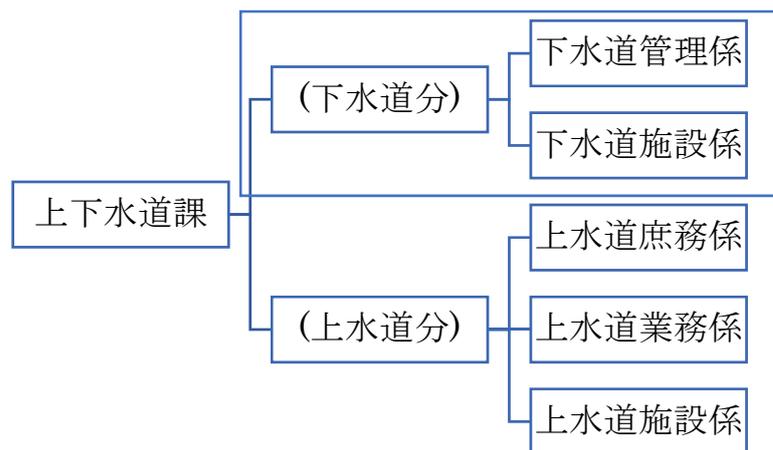


図 5：伊奈町の公共下水道事業に関連する組織図（出典：伊奈町行政機構図）

表 4：公共下水道事業に関連する係の主な業務内容

係名	主な業務内容
下水道管理係	1 下水道事業特別会計に関すること。 2 下水道事業の調査及び計画に関すること。 3 受益者負担金及び使用料の調定に関すること。 4 受益者負担金及び使用料の徴収に関すること。 5 排水記録の整理保管に関すること。 6 業務統計に関すること。 7 課の庶務に関すること。
下水道施設係	1 下水道事業の工事の設計、実施及び監督に関すること。 2 下水道の維持管理に関すること。 3 中川流域下水道に関すること。 4 その他下水道施設に関すること。 5 排水設備に関すること。 6 下水道指定工事店に関すること。

## (7) 民間活力の導入、広域化、共同化及び最適化等

伊奈町の公共下水道事業では、下水道使用料の徴収業務は水道事業に委託していますが、下水道施設の管理業務の民間業者への委託、その他の民間活用（包括的民間委託等）、資産活用（土地・施設利用等）は、現在ありません。

また、流域下水道への接続を行っていますが、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合といった広域化は実施していません。

さらに、公共下水道整備計画区域外では合併処理浄化槽の設置を進めることで「最適化」を図っていますが、①他の事業との統廃合や②施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない）等のその他の「最適化」や、公共下水道と複数の自治体で共同して使用する施設の建設、事務の一部を共同して管理・執行する「共同化」についても実施していません。

### 3. 伊奈町の公共下水道事業の現状と課題

#### (1) 過去の財務分析

伊奈町の公共下水道事業の過去の経営状況は、次のとおりです。

表 5：公共下水道事業の過去の経営状況

(単位：千円)

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
1. 収益的収支					
(1) 総収益(B) + (C) (A)	415,013	432,102	449,814	467,480	483,149
ア. 営業収益(B)	343,245	364,092	366,656	372,896	377,043
イ. 営業外収益(C)	71,768	68,010	83,158	94,584	106,106
(2) 総費用(E) + (F) (D)	321,309	320,726	330,583	326,574	322,192
ア. 営業費用(E)	165,548	169,262	185,844	187,908	206,476
イ. 営業外費用(F)	155,761	151,464	144,739	138,666	115,716
(3) 収支差引(A) - (D) (G)	93,704	111,376	119,231	140,906	160,957
2. 資本的収支					
(1) 資本的収入(H)	370,214	387,096	432,084	376,584	427,717
(2) 資本的支出(I)	482,729	512,265	531,905	543,677	587,397
(3) 収支差引(H) - (I) (J)	△112,515	△125,169	△99,821	△167,093	△159,680
3. 収支再差引(G) + (J) (K)	△18,811	△13,793	19,410	△26,187	1,277

前述のとおり、公共下水道事業は公営企業であるため、事業の運営に必要な経費だけでなく、一部の資本費（将来の施設等の更新投資額等）についても、受益者である使用者からの使用料収入で賄うことを原則としています。しかしながら、現状では、営業収益で営業費用を賄うことができていますが、公共下水道事業の運営に必要な汚水処理費を下水道使用料だけで賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼っています。ただし、2018年（平成30年）4月からの使用料改定により一般会計の負担は軽減される見込みです。

表 6：汚水処理費と使用料収入の推移

(単位：千円)

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
1. 汚水処理費(B) + (C) (A)	461,108	472,627	475,510	480,724	485,266
(1) 維持管理費(B)	173,663	181,137	200,589	206,472	212,357
(2) 資本費(C)	287,445	291,490	274,921	274,252	272,909
2. 使用料収入(D)	343,245	364,092	366,656	372,896	377,043
3. 不足額(D) - (A) (E)	△117,863	△108,535	△108,854	△107,828	△108,223
4. 経費回収率(D) / (A)	74.4%	77.0%	77.1%	77.6%	77.7%

## (2) 主な経営指標

伊奈町の公共下水道事業の経営状況を示す重要な指標は次のとおりです。

表 7：主な経営指標

指標	算出式	指標の意味と考え方
①人口普及率 (%)	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	<p>【指標の意味】 下水道（污水）の普及状況を示す指標。</p> <p>【指標の考え方】 100%に近いことが望ましい。</p>
②水洗化率 (%)	$\frac{\text{実際に下水道を利用している人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$	<p>【指標の意味】 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合。</p> <p>【指標の考え方】 公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい。</p>
③収益的収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$	<p>【指標の意味】 当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。</p> <p>【指標の考え方】 単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要。</p>
④企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	<p>【指標の意味】 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。</p> <p>【指標の考え方】 明確な数値基準はないと考えられる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが必要。</p>
⑤経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分除く)}} \times 100$	<p>【指標の意味】 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。</p> <p>【指標の考え方】 使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要。</p>
⑥汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$	<p>【指標の意味】 有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。</p> <p>【指標の考え方】 明確な数値基準はないと考えられる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが必要。</p>

### (3) 過去の経営比較分析表に基づく経営分析

総務省からの通知により公表される「経営比較分析表」に基づく、伊奈町の公共下水道事業の過去の経営指標の類似団体の平均値との比較分析は、次のとおりです。

#### ① 水洗化率

水洗化率は、類似団体平均に比べて高く、全国平均94.9%（2016年度（平成28年度））とほぼ同等の水準となっています。

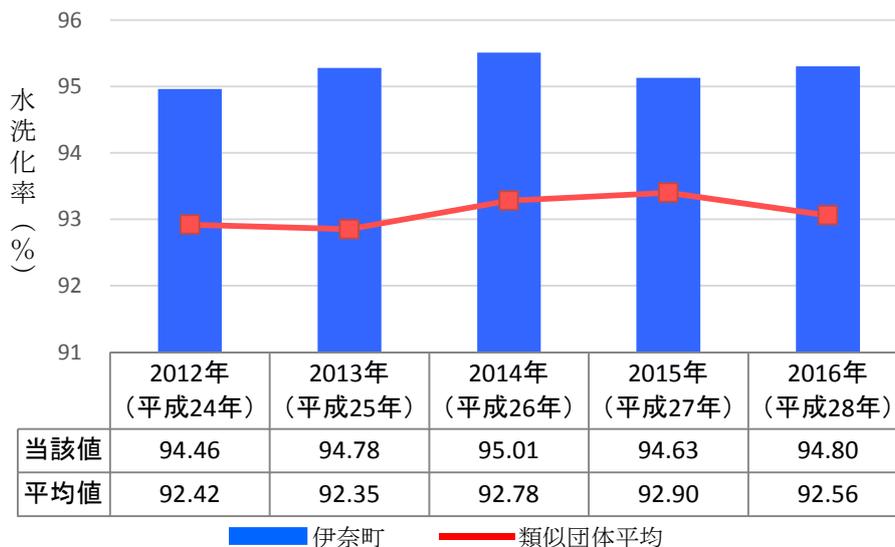


図 6：水洗化率の推移

#### ② 収益的収支比率

収益的収支比率は、改善されつつありますが、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上になっていません。なお、収益的収支比率は法非適用企業の比率ですが、類似団体区分は法適用企業と同じため、平均値は表示していません。

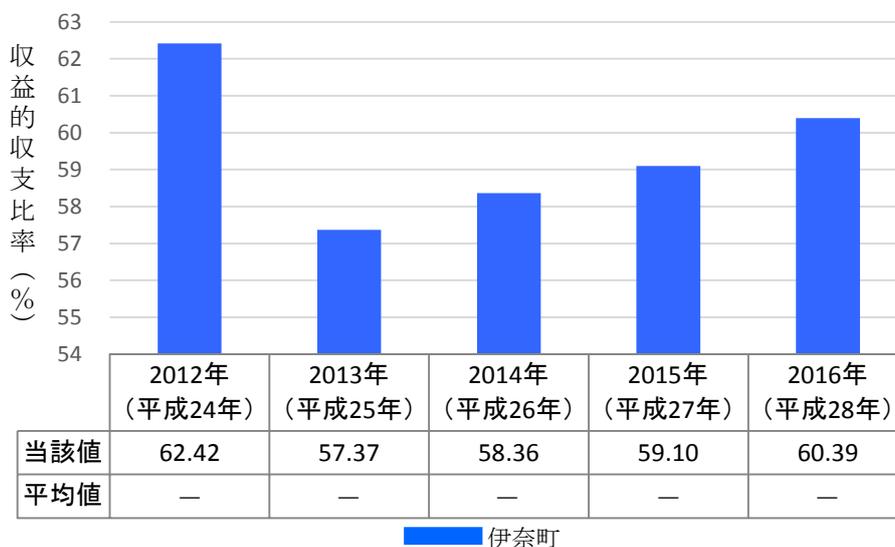


図 7：収益的収支比率の推移

### ③ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均と比較すると下回っていますが、全国平均728.30%と比較すると高い状況で、使用料収入に対する企業債残高の割合が高くなっています。

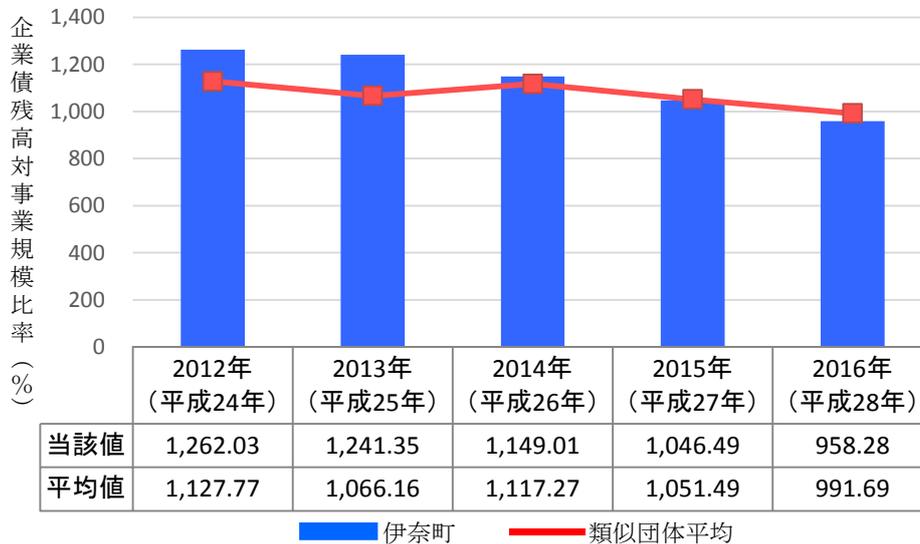


図 8：企業債残高対事業規模比率の推移

### ④ 経費回収率

経費回収率は、類似団体平均と比較すると下回っており、さらに、全国平均100.00%（2016年度（平成28年度））と比較しても低く、前述のとおり不足分を一般会計繰入金に依存しています。なお、2018年（平成30年）4月の使用料改定に伴い改善が見込まれています。

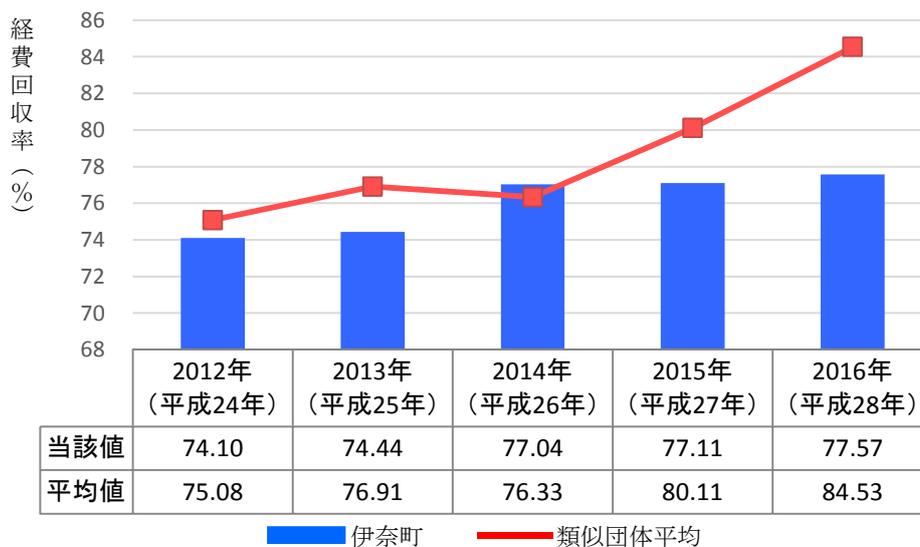


図 9：経費回収率の推移

### ⑤ 汚水処理原価

汚水処理原価は、類似団体平均と比較すると下回っていますが、全国平均137.85円と比較すると高い状況です。

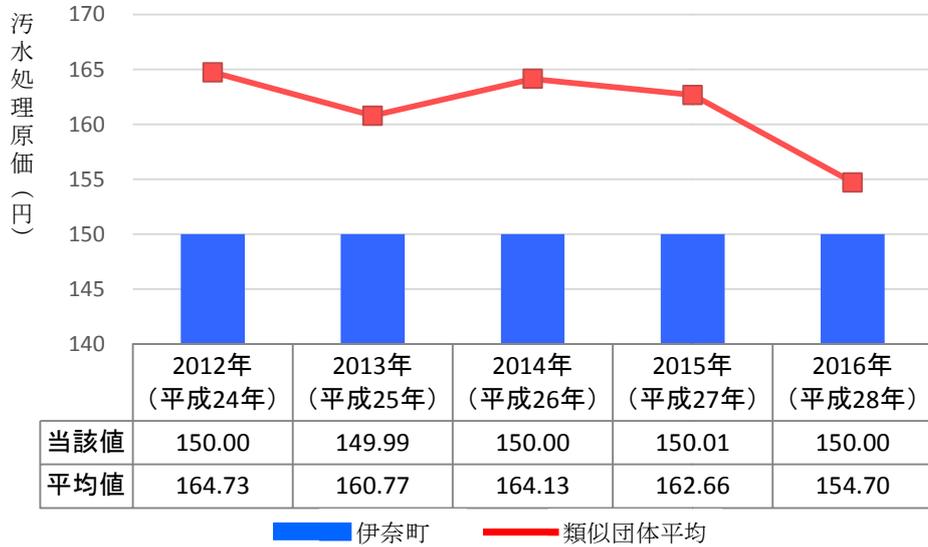


図 10：汚水処理原価の推移

### ⑥ 各指標のレーダーチャート分析

類似団体平均を1とした場合の類似団体平均及び全国平均との比較は以下のとおりです。「経営の健全性」については、外側ほど健全性が高いといえますが、伊奈町においては当該指標が類似団体と比較して低い状況にあります。

#### 個別事業効率性の類似団体平均、全国平均との比較

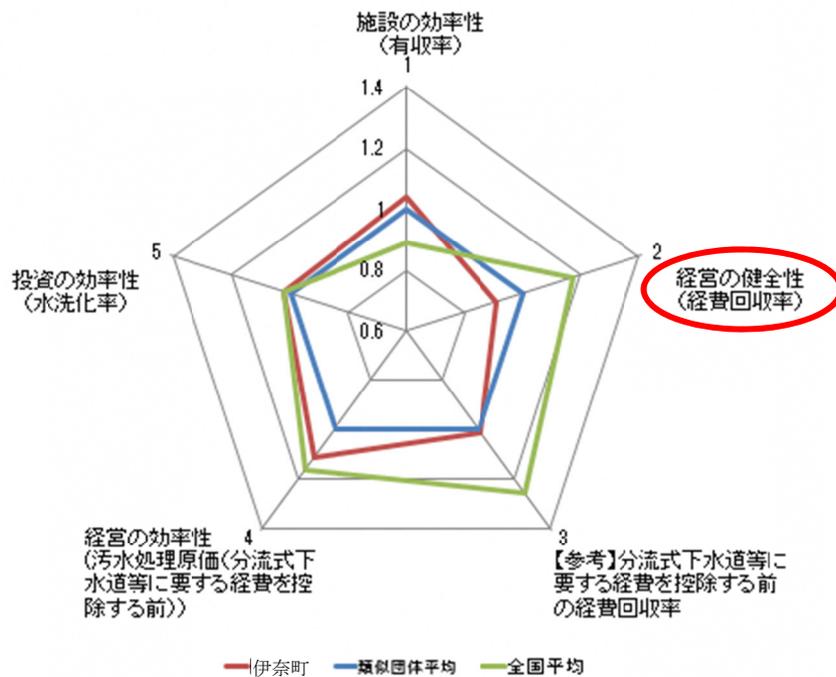


図 11：各指標のレーダーチャート分析

#### (4) 公共下水道事業の課題

##### ① 経営の効率性

経費回収率及び汚水処理原価について、事業に着手してから35年超が経過しており、年々、汚水処理費が増加傾向にあるため、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減による、経費回収率の向上と汚水処理原価の削減が課題となっています。

また、水洗化率は全国平均とほぼ同等ですが、人口の伸びの鈍化に伴う有収水量（使用料）の減少が懸念されるため、未接続世帯の水洗化率の向上が課題となっています。

さらに、浄化槽を合わせた人口普及率も2017年度（平成29年度）末で86.4%との全国平均90.9%よりも低い状態であり、浄化槽と公共下水道の最適な選択を含む人口普及率の向上のための施策の実施が課題となっています。

##### ② 経営の健全性

収益的収支比率について、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減により、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上とすることが課題となっています。

また、企業債残高対事業規模比率について、使用料収入以外の収入である一般会計繰入金への依存度の引き下げが課題となっています。

##### ③ 下水道施設の安全対策

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努めることが課題となっています。

## 4. 経営の基本方針

公共下水道事業の経営環境がますます厳しくなる中、経営の効率化、健全化を図るとともに、安全で持続可能な施設運営を目指すための、公共下水道事業の基本方針は次のとおりです。

### (1) 経営基盤の強化

2018年（平成30年）4月からの使用料改定（平均23.7%の引上改定）により財政状態の改善を図りました。さらに、公営企業会計への移行を契機として、事業の経営成績及び財政状態を明確にして、今後の人口の伸びの鈍化や将来的な人口減少による使用料収入の減少、事業着手後35年以上経過したことで今後維持管理費や更新投資が増加すると見込まれることを勘案しながら、下水道使用料等の自主財源を確保し、管渠の修繕や消耗機器の入れ替え等を計画的に実施することによる維持管理費の抑制等を行い、財政運営の健全化を図ります。

### (2) 有収水量の確保

下水道供用開始地域における接続率の向上を図り、有収水量の増加による安定した使用料収入の確保に努めます。

### (3) 老朽化対策

事業着手後35年以上経過したこと及び昨今の自然災害の発生状況を鑑み、耐震化・浸水対策等と計画的な修繕や機器の入れ替え等を行うとともに、施設の長寿命化を図るためのストックマネジメント計画を策定し、計画的な更新投資を行います。

## 5. 投資・財政計画

### (1) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

#### ① 投資についての説明

主な投資としては、適切な施設の維持管理や流域下水道の維持管理及び更新投資に向けた下水道整備に必要となる投資を見込んでいます。

なお、中川流域下水道維持管理負担金については、2020年度及び2025年度の改定予定を見込んでいます。

#### ② 投資以外の経費についての説明

職員給与費については、職員数の適正化を図っていくことが重要であり、2017年度（平成29年度）実績を基礎として、職員数の見直し及び給与ベースアップを踏まえて算定しています。

委託費や修繕費等の維持管理費については、2017年度（平成29年度）までの実績を基礎として、過去の平均値を考慮して算出しています。今後10年間では、消費税率の改定を除き大きな変動はない見込みです。

#### ③ 収入についての説明

下水道使用料については、2018年（平成30年）4月からの使用料改定（平均改定率23.7%）を加味し、用途別に区分し2017年度（平成29年度）の使用料収入（調定額）をベースに人口推移増減率等を踏まえて試算しています。

資本的収入として、建設改良費、地方公営企業法適用に関わる経費及び流域下水道事業建設負担金の財源として、地方債を見込むとともに、元金償還相当額と減価償却費相当額との差額について発行が認められている資本費平準化債の発行を今後も見込んでいます。従来から発行している資本費平準化債を今後も発行することにより、資本費負担の一部を後年度の利用者に今後負担していただきます。

建設改良費の財源としては、地方債のほか、国の補助金及び工事（受益者）負担金を見込んでいます。

使用料等の収入で賄えない部分については、一般会計からの繰入金で賄う見込みです。

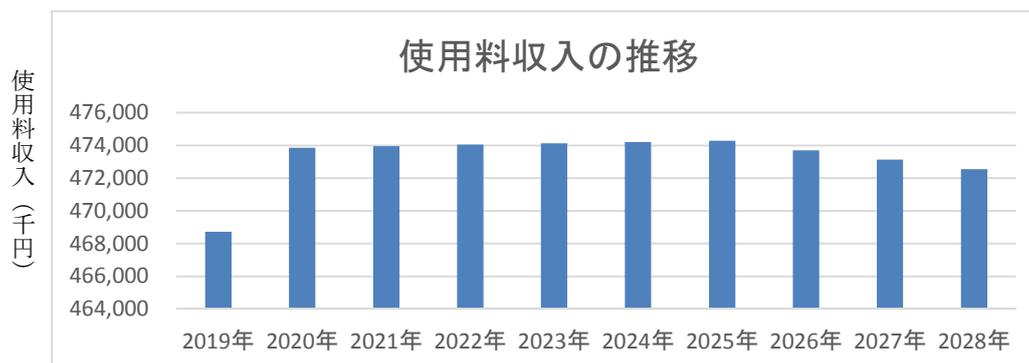
## (2) 投資・財政計画

今後10年間の投資・財政計画は、別紙のとおりです。ここでは、投資・財政計画における主な項目を説明します。

### ① 使用料収入

(単位：千円)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
使用料収入	468,731	473,860	473,959	474,050	474,132	474,204	474,286	473,713	473,138	472,560



2028年度には消費税増税分も含め約3,829千円の増(2019年度比0.8%増)となる見込みです。使用料収入は横ばいで推移することが見込まれます。

### ② 一般会計繰入金

(単位：千円)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
一般会計繰入金	181,873	203,290	189,305	171,317	137,736	101,561	63,585	29,325	6,656	0
基準内	95,502	99,985	97,275	93,151	84,309	75,440	63,214	29,325	6,656	0
基準外	86,371	103,305	92,030	78,166	53,427	26,121	371	0	0	0



2028年度には収支としては繰入れが不要となる見込みです。なお、一般会計からの繰入金には、総務省が毎年公表している「繰出基準」に適合した基準内繰入金と、「繰出基準」の金額を超過した基準外繰入金があります。基準内の繰入れは、対象となる元利償還金が減るため減少する見込みです。

### ③ 職員給与費

(単位：千円)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
職員給与費	23,517	23,634	23,753	23,871	23,991	24,111	24,231	24,353	24,475	24,597
収益的支出	14,070	14,140	14,211	14,282	14,354	14,425	14,497	14,570	14,643	14,716
資本的支出	9,447	9,494	9,542	9,589	9,637	9,686	9,734	9,783	9,832	9,881



職員給与費は、ベースアップに伴い増加するものの、業務見直しによる効率化や人員構成の変動等に伴う減少も生じることから、微増となる見込みです。

### ④ 地方債償還金と地方債残高

(単位：千円)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
地方債償還金	475,450	482,056	478,018	469,864	445,101	416,230	373,278	342,244	321,832	278,544
支払利息	85,466	75,323	64,987	54,840	45,218	37,094	30,556	25,848	22,187	19,246
地方債残高	4,534,111	4,250,055	3,975,618	3,705,811	3,454,543	3,233,722	3,042,729	2,886,546	2,743,741	2,636,798



地方債償還金は2022年度までは横ばいですが、償還期間が満了する地方債が増加することから2023年度から減少する見込みです。支払利息も償還期間が満了する地方債が増加する2023年度以降、減少する見込みです。また、地方債残高は、更新投資等の財源として地方債の借入れがあるものの、過去の借入れ分の償還に伴い減少していく見込みです。

## ⑤ 建設改良費

(単位：千円)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
建設改良費	95,346	106,933	113,750	116,078	110,726	113,774	87,422	94,271	81,520	70,769



建設改良費は、1983年（昭和58年）の事業着手から35年が経過して下水道管やポンプ場の各種設備等の老朽化が進み、施設更新にかかる必要経費が年々増加することが見込まれますが、ストックマネジメント計画に基づき、建設改良を計画的に実施する予定です。

## 6. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

### (1) 投資計画について

#### ① 広域化・最適化

今回の投資・財政計画には見込んでいませんが、11市4町で構成されている中川流域下水道に接続している伊奈町の公共下水道事業について、今後より一層の汚水処理効率化を目指し、ハード・ソフトの両面から広域化・最適化の検討を行っていく予定です。

#### ② 民間活力の導入

民間活力の導入等については、水道事業に委託している徴収業務に加えて、現在は実施していない、下水道施設の管理業務の民間業者への委託、その他の民間活用（包括的民間委託等）、資産活用（土地・施設利用等）等の民間的経営手法の導入を、他市町村の動向等も踏まえて検討します。

### (2) 財政計画について

伊奈町では、従来、下水道使用料単価は汚水処理費より低い水準で設定され、一般会計からの多額の繰入れによる補てんにより収支の均衡を図っていましたが、一般会計からの多額の繰入れにより、一般会計が圧迫され、町財政の弾力性に影響を与えるとともに、下水道を使用できる町民とそうでない町民との間の税負担に不公平を生じさせていた状況を改善するため、公共下水道事業を健全化し、事業の安定的な継続を目的として、2018年（平成30年）4月に下水道使用料の改定を行いました。

この改定により財政状態の改善が見込まれるものの、公共下水道事業の歳出については、更新投資、流域下水道維持管理負担金の増額、消費税増税による維持管理費の増加、下水道普及率向上のための地方債借入が増加することによる元利償還金の増加等から、支出額が年々増加傾向にあります。

また、伊奈町の公共下水道事業は2020年度から地方公営企業法を適用し、地方公営企業となりますが、地方公営企業は使用料収入をもって経営を行う独立採算が原則であり、本来、基準外繰入金はゼロであることが原則です。将来の更新投資に必要な資金も使用料で賄うためには、大幅な使用料の改定が必要となりますが、使用者の負担を考えると現実的ではありません。

それゆえ、地方公営企業法を適用した後も、公共下水道事業を健全化し、事業の安定的な継続可能にするために、適切な下水道使用料の水準を検討します。

## 7. 経営戦略の事後検証、更新の考え方

経営戦略は策定が終わりではなく、今後も継続的に見直し、更新する必要があります。進捗管理は毎年度、計画の達成状況について検証を行う、改善策の実施及び計画の見直しという一連の流れ（PDCA サイクル）により行います。

また、経営実態、経営環境に照らした将来予測等の見直しを含む計画の定期的な見直し（ローリング）は、5年ごとに実施します。

なお、伊奈町の公共下水道事業は、2020年度から公営企業会計を適用する予定であり、公営企業会計適用時に、公営企業会計に基づく投資・財政計画に見直します。

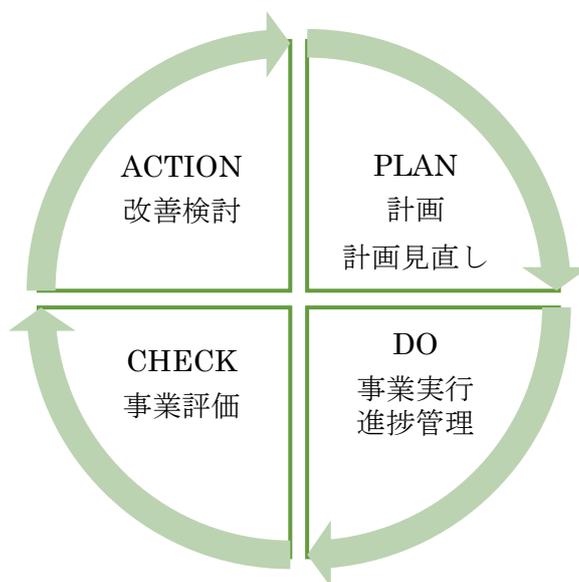


図 12：経営戦略の事後検証・更新の考え方

別紙

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画  
（収支計画）

（単位：円、％）

区 分		年 度		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 込 〕	本年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
		前年度	後年度												
収益的収入	1 総 収 益 (A)	483,149,000	517,275,000	545,783,089	551,777,281	551,574,981	550,503,607	547,027,911	544,064,811	537,420,228	503,037,992	479,793,602	472,559,932		
	(1) 営 業 収 益 (B)	377,043,000	445,993,000	468,731,349	473,859,875	473,959,477	474,050,027	474,131,618	474,204,340	474,285,558	473,713,108	473,137,885	472,559,932		
	ア 料 金 収 入	377,043,000	445,993,000	468,731,349	473,859,875	473,959,477	474,050,027	474,131,618	474,204,340	474,285,558	473,713,108	473,137,885	472,559,932		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	106,106,000	71,282,000	77,051,739	77,917,406	77,615,504	76,453,580	72,896,294	69,860,472	63,134,670	29,324,885	6,655,717			
	ア 他 会 計 繰 入 金	105,846,000	70,789,000	77,051,739	77,917,406	77,615,504	76,453,580	72,896,294	69,860,472	63,134,670	29,324,885	6,655,717			
	イ そ の 他	260,000	493,000												
	2 総 費 用 (D)	322,192,000	337,561,000	333,410,822	316,541,715	306,457,446	296,563,549	287,755,049	280,452,003	285,436,282	281,564,841	278,748,848	276,660,037		
	(1) 営 業 費 用	206,476,000	228,674,000	247,944,639	241,218,789	241,470,275	241,723,923	242,536,881	243,357,612	254,880,635	255,717,140	256,561,647	257,414,235		
	ア 職 員 給 与 費	26,918,000	45,006,000	14,070,000	14,140,350	14,211,052	14,282,107	14,353,518	14,425,285	14,497,412	14,569,899	14,642,748	14,715,962		
	うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	179,558,000	181,668,000	233,874,639	227,078,439	227,259,223	227,441,816	228,183,363	228,932,327	240,383,224	241,147,241	241,918,899	242,698,273		
	(2) 営 業 外 費 用	115,716,000	110,887,000	85,466,183	75,322,926	64,987,171	54,839,627	45,218,169	37,094,392	30,555,647	25,847,701	22,187,201	19,245,802		
ア 支 払 利 息	106,546,000	95,774,000	85,466,183	75,322,926	64,987,171	54,839,627	45,218,169	37,094,392	30,555,647	25,847,701	22,187,201	19,245,802			
うち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	9,170,000	15,113,000													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	160,957,000	179,714,000	212,372,267	235,235,566	245,117,535	253,940,058	259,272,862	263,612,808	251,983,946	221,473,151	201,044,754	195,899,896			
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	427,717,000	402,873,000	358,422,831	353,753,067	346,650,900	332,001,729	296,554,072	266,391,413	208,716,062	215,041,529	202,307,072	191,482,493		
	(1) 地 方 債	240,800,000	210,000,000	216,400,000	197,999,179	203,580,999	200,057,144	193,833,171	195,409,078	182,284,864	186,060,529	179,026,072	171,601,493		
	うち 資 本 費 平 準 化 債	155,200,000	159,500,000	147,300,000	133,799,179	133,580,999	133,557,144	133,533,171	133,509,078	133,484,864	133,460,529	133,436,072	133,411,493		
	(2) 他 会 計 補 助 金	178,281,000	174,174,000	104,821,831	125,372,888	111,688,901	94,863,585	64,839,901	31,701,335	450,198					
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		12,900,000	11,500,000	12,680,000	13,680,000	19,380,000	20,180,000	21,580,000	8,280,000	11,280,000	5,580,000	2,180,000		
	(6) 工 事 負 担 金	8,609,000	5,790,000												
	(7) そ の 他	27,000	9,000	25,701,000	17,701,000	17,701,000	17,701,000	17,701,000	17,701,000	17,701,000	17,701,000	17,701,000	17,701,000		
	2 資 本 的 支 出 (G)	587,397,000	604,846,000	570,795,098	588,988,633	591,768,435	585,941,787	555,826,935	530,004,221	460,700,008	436,514,680	403,351,826	349,313,082		
	(1) 建 設 改 良 費	131,264,000	134,242,000	95,345,519	106,932,754	113,750,225	116,077,933	110,725,880	113,774,067	87,422,495	94,271,165	81,520,078	70,769,236		
	うち 職 員 給 与 費	6,730,000	7,501,000	9,447,000	9,494,235	9,541,706	9,589,415	9,637,362	9,685,549	9,733,976	9,782,646	9,831,559	9,880,717		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	456,133,000	470,604,000	475,449,579	482,055,879	478,018,211	469,863,854	445,101,054	416,230,153	373,277,513	342,243,516	321,831,748	278,543,846		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 159,680,000	△ 201,973,000	△ 212,372,267	△ 235,235,566	△ 245,117,535	△ 253,940,058	△ 259,272,862	△ 263,612,808	△ 251,983,946	△ 221,473,151	△ 201,044,754	△ 157,830,589			

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位: 円, %)

区 分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	(E)+(I)	(J)												
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	1,277,000	△ 22,259,000										38,069,307
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	21,806,000	23,083,000										
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	23,083,000	824,000										38,069,307
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												38,069,307
実 質 収 支	黒 字	(P)	23,083,000	18,624,000										
	赤 字	(Q)												
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		62.08%	64.01%	67.48%	69.09%	70.31%	71.83%	74.64%	78.09%	81.59%	80.64%	79.89%	85.11%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	377,043,000	445,993,000	468,731,349	473,859,875	473,959,477	474,050,027	474,131,618	474,204,340	474,285,558	473,713,108	473,137,885	472,559,932
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	5,053,778,000	4,793,174,000	4,534,111,477	4,250,054,777	3,975,617,565	3,705,810,855	3,454,542,972	3,233,721,896	3,042,729,247	2,886,546,260	2,743,740,584	2,636,798,231

○他会計繰入金

(単位: 千円)

区 分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
収 益 的 収 支 分			105,846,000	70,789,000	77,051,739	77,917,406	77,615,504	76,453,580	72,896,294	69,860,472	63,134,670	29,324,885	6,655,717	
	うち基準内繰入金		105,846,000	70,789,000	77,051,739	77,917,406	77,615,504	76,453,580	72,896,294	69,860,472	63,134,670	29,324,885	6,655,717	
	うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分			178,281,000	174,174,000	104,821,831	125,372,888	111,688,901	94,863,585	64,839,901	31,701,335	450,198			
	うち基準内繰入金		31,999,000	33,601,000	18,450,478	22,067,824	19,659,203	16,697,652	11,412,958	5,579,990	79,243			
	うち基準外繰入金		146,282,000	140,573,000	86,371,353	103,305,064	92,029,699	78,165,933	53,426,943	26,121,345	370,955			
合 計			284,127,000	244,963,000	181,873,570	203,290,294	189,304,406	171,317,165	137,736,195	101,561,806	63,584,869	29,324,885	6,655,717	

伊奈町 公共下水道事業 経営戦略  
(2019年度～2028年度)